



大好き かたびら

http://www.edu.city.yokohama.jp/sch/es/katabira

横浜市立帷子小学校
学校だよりNo.7 11月号
令和5年10月30日
横浜市保土ヶ谷区
川辺町65-1
Tel.045-335-5896

子どもを取り巻くインターネット環境

児童支援専任 吉田 優斗

前期が終わり、10月10日(火)より後期が始まりました。14日(土)にはカルガモ運動会を行いました。皆様からたくさんの温かいご声援をいただき、ありがとうございました。後期も子どもたちの成長に向けて職員一同教育活動に取り組んでいきます。保護者・地域の皆様には、引き続き本校の教育活動にご理解・ご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

内閣府より『令和4年度 青少年のインターネット利用環境実態調査』の結果が公表されました。調査結果によると、小学生のインターネット利用率は97.5%となっており、今や、ほとんどの児童にとってインターネットのある生活が当たり前です。自分専用のスマートフォンを持っている小学生は64.0%に上ります。

次の表は、小学生のインターネット利用内容をまとめたものです。

【小学生のインターネット利用内容】

コミュニ ケーション	ニュース	情報 検索	地図 ナビゲーション	音楽 視聴	動画 視聴	読書	マンガ	ゲーム	ショッピング オークション	勉強・学習 知育	撮影・制作 記録	その他
55.6	18.9	65.9	16.8	49.2	68.6	3.4	13.2	64.7	4.1	20.4	31.4	3.6

[単位：%]

コミュニケーションの利用は55.6%と、半数以上の児童がコミュニケーションツールとしてインターネットを活用しています。LINE、Twitter(X)、Instagram、Facebook等のSNSアプリもここに含まれます。インターネットは、正しく扱えばとても便利な道具です。子どもたちにとって役立つ情報もたくさんあります。一方で、悪影響を及ぼす不適切な情報も数多く存在します。誤った使い方によって、気付かないうちに見知らぬ人に個人情報を知られてしまったり、何気ない一言から自分も他人も傷付けてしまったりなど、様々なトラブルが生じる危険もあります。近年は、SNSに起因する誘い出しや、誹謗中傷による慰謝料請求など、犯罪加被害につながる事案も増加しています。

併せて内閣府が示す「ネットの危険から子どもを守るために保護者ができる3つのポイント」を紹介します。

- ・ お子様のスマートフォン等の利用状況を把握するために、ペアレンタルコントロールを活用しましょう
- ・ 不適切な情報や危険な出会い等を防ぐために、フィルタリングを賢く利用しましょう
- ・ 家庭のルールをお子様と一緒に作り、成長とともに少しずつ見直していきましょう

さて、様々なコミュニケーションアプリに年齢制限があることをご存じでしょうか。Twitter(X)、TikTok、Instagram、Facebook等のSNSは13歳以上です。LINEは年齢制限がありませんが、携帯電話各社の小学生向けのフィルタリングにはLINEのダウンロードを制限するものが多いです。YouTubeは18歳以上の利用者が年齢制限を設定することができ、18歳未満の視聴に対して制限をかけられます。また、13歳以下に対しては、動画の投稿等ができるアカウントの作成を禁止しています。人気の無料オンラインゲームも対象年齢が定められており、小学生も対象に含まれる【A(全年齢対象)】に定められているものはごく僅かです。

制限はあっても、簡単にダウンロードし、利用できてしまいます。しかし、制限があるものには必ず制限されるだけの理由があります。子どもたちを危険から守るために、ご家庭でも再度インターネットの利用について、お子様と丁寧に話し合ってください。ご協力をお願いいたします。

☆☆『ピーガルくん 子ども安全メール』のお知らせ☆☆

神奈川県警察では、子どもを犯罪から守るための情報を電子メールで携帯電話とパソコンにお知らせするサービスを行っています。詳細は検索サイトにて【神奈川県警 ピーガルくん 子ども安全メール】と検索してください。